

高次脳機能障害の障害年金診断書作成のポイント

I 診断書作成医師の要件

高次脳機能障害の障害年金診断書は精神保健指定医又は精神科を標榜する医師が作成することになっておりますが、高次脳機能障害については診療科が多岐に分れているため、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの医師であっても精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば作成が可能です。

II 障害年金の支給を求める傷病名

- 1 高次脳機能障害と診断された場合は国際疾病分類 ICD-10 の「F0 症状性を含む器質性精神障害」に該当します。
 - 1) 記憶障害が主体の場合 F04 器質性健忘症候群
 - 2) 注意障害、遂行機能障害が主体の場合 F06 脳の損傷及び機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害
 - 3) 社会的行動障害が主体の場合 F07 脳の疾患、損傷および機能不全による人格及び行動の障害。

III 診断書作成日

手帳の交付を求める精神疾患について、**高次脳機能障害に係る診療を受けた日（初診日）の記載は、診断書が初診日から 1 年半以上経過した時点**のものであることを明らかにすることが必要です。

IV 「傷病のため初めて医師の診察を受けた日」について

傷病のため初めて診療を受けた日を記載します。初診日が前医によるものであれば、「診療録で確認」又は「家族による申し立て」によるものか記載が必要となります。

V 「現在の病状又は状態像」について

高次脳機能障害に認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害は、「VII 知的障害等」欄に記載します。

VI 「臨床検査」について

神経心理学検査所見を記載します。高次脳機能障害の場合、WAIS-III WMS-R D-CAT BADS 遂行機能障害症候群の行動評価等の神経心理学検査を行う事が多くみられます。

	検査名	検査の概要	所要時間	参考値
知能	WAIS-III (ウェイス・スリー)	全般的知能を測る検査	90 分	平均値 IQ100
記憶	WMS-R (日本版ウェクスラー記憶検査)	記憶の各側面が算出可能な検査	90 分	平均値：指標 100
注意	D-CAT (注意機能スクリーニング検査)	注意・集中力をみる検査	10 分	偏差値 50
遂行機能	BADS 遂行機能障害症候群の行動評価	日常生活上の遂行機能を総合的に評価	60 分	合計点 24 点満点でプロフィール得点を算出